

保育所等訪問支援事業

こんな相談お受けします♪



- ☆言葉の遅れがある。
- ☆コミュニケーションが取りにくい。
- ☆こだわりやかんしゃくがある。
- ☆落ち着きがない。
- ☆同じ遊びや一人遊びが多い。
- ☆お友達とうまく遊べず、手が出てしまう。



保育所・幼稚園・学校に訪問し、お子さまが楽しい園生活等を送ることができるよう、個々の発達の特性に配慮する点など、保護者及び担当の先生等に対して心理相談員がアドバイスをを行います。お気軽にご相談ください。

○相談 ☆利用には通所受給者証が必要です。
(通所受給者証は、市役所の障がい福祉課で発行)

○相談費用 ☆厚生労働省の定める基準の1割の額
(1回1000円程度)

※ご希望の方は、下記までご相談ください。

四條畷市立児童発達支援センター

〒575-0035 四條畷市雁屋北町6番21号

電話番号 072-877-7373 (9時~17時15分)

FAX番号 072-877-7371